

MIRAINO DEBIT PLATINUM

保険サービスガイド

海外旅行傷害保険

国内旅行傷害保険

ショッピングプロテクション

必ずご一読の上、保管下さいますよう、お願い申し上げます。
ご旅行の際は緊急時に備えて是非ご携帯ください。

本冊子はミライノ デビット PLATINUMに付帯される保険の概要を記載したものです。実際の保険金支払いの可否等は、三井住友海上火災保険(株)の普通保険約款および特約等に基づきます。なお、保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※本紙に記載の「ミライノ デビット」は「ミライノ デビット PLATINUM」を指します。



〈引受保険会社〉三井住友海上火災保険株式会社

2019.07.DPLM0001-150



海外旅行傷害保険

2 疾患病治療費用

①保険金をお支払いする場合

次のいずれかの場合にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に治療のために実際にお出された費用で社会通念上妥当と認められる金額に限ります。

A.被保険者が旅行期間中または旅行期間終了後48時間以内に発病した疾病が直接の原因で、旅行期間終了後48時間以内に発病した疾病が直接の原因で、旅行開始前または旅行終了後に発生したものと除きます。

B.旅行期間中に感染した特定の伝染病により、旅行期間終了後14日以内に医師の治療を開始した場合。

*特定の伝染病とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリヤ、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、ポーラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コクシジョイズ症、デング熱、登口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス症候群、高熱原性鳥インフルエンザ、二バウイルス感染症、赤痢、二ツ糸介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レブスピラ症候をいいます。(2012年5月現在)

②お支払いの対象となる費用(傷害治療費用・疾病治療費用共通)

A.被保険者が治療のため現実に支出した次の費用

- 医療・診察費、処置費および手術費
- 医師の処置料、または处方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- 人件料、検査費、詮査費および手術費
- 職業看護師(日本国外において医師の添付を必要と認めた場合の付添者を含みます。)費用
- 病院または診療所への入院費
- 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあるかまたはベットが空いていないなどやむを得ない事情により、ホテル等の宿泊施設(住居旅館を除きます。以下「ホテル」と言います。)の室内で資格を有する医師の治療を受けたときのホテル料
- 救急搬送として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費
- 入院または通院のための交通費(引受け保険会社が妥当と認めたものに限ります。)
- 病院もしくは診療所に専門の医師がない、またはその病院もしくは診療所での治療が困難なため、他の病院または診療所へ移転するための転院費(治療のため医師または看護師が付き添うことをする場合には、その費用を含みます。)ただし、日本国内(被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地)の病院または診療所へ移転した場合には、払い戻しを受けたときは被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
- 治療のために必要な通訳雇用費

B.被保険者の入院により必要となった後に擧げる費用のうち、被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事例に基づく傷害または1疾病について20万円を限度とします。

○国際電話料等通信費

○入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)

C.被保険者が治療の為に入院し、その結果、当初の旅行日程を離脱した場合において、被保険者が現実に支出した後に擧げる費用のうち、引受け保険会社が妥当と認めた金額。ただし、払い戻しを受けたときは被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

○被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

○被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費

③保険金をお支払いできない主な場合

○保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故

○被保険者の競争・自殺または犯罪行為

○戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故

○原因のいかんを問わず、腹部或は腰痛(むちむち症)または腰痛で他覚症状のないもの

○旅行開始から発病していた疾病、旅行終了後48時間経過後に発病した疾病

○被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病

○歯科疾病

○ピッケル、アイゼン等登山用具を使う山岳登山はん中の高山病

など
★既往の身体の障害や疾病的影響により、または当該疾病と関係なく事後に発生した傷害や疾病的影響により、当該疾病が重大になったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

3 賠償責任

①保険金をお支払いする場合

被保険者が旅行期間中に他人の身体の障害または他人の財物の破損または紛失について法律上の賠償責任を負った場合。

※他人のものうち、被保険者が所有、使用または管理中のものについては保険金をお支払いためません。ただし、次のものは除きます。

・レンタル業者より被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品

・ホテルの客室および客室内の勤務(セーフティボックスのキー、ルームキーを含みます。)

・住居など居住施設内の部屋および部屋内の勤務(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃貸している場合は除きます。)

★ご注意

示談の相手方および賠償額の決定には、引受け保険会社の承認が必要になりますので、事前に必ずご連絡ください。

②保険金をお支払いできない主な場合

○保険契約者・被保険者の故意による事故

○戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故

○被保険者の職業に対して生じた事故

○被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故

○被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する事故

○航空機・船舶・車両・器具の所有・使用・管理に起因する事故など

4 携行品損害

①保険金をお支払いする場合

旅行期間中に携行品(カメラ、宝石、衣類など)が、盗難、破損、火災などの偶然の事故にあって損害を受けた場合、携行品1つ(1点または1枚あたり10万円を限度として時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。(3,000円自己負担))

★ご注意

1.携行品とは、被保険者が携行する(注)身の回り品で、被保険者が所有する物と旅行開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物をもいますが、現金、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、現金自動支払機用カード、株券、手形、預金証券、免許証、自動車、オートバイ、船、動物等、包装箱、図面、各種書類等は含みません。(また居住施設内にあらわの、および別送品も含みません。)

(注)は、被保険者が携行する状態または被保険者が常時監視できる状態をいいます。

2.危険な運送(ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、スカイダイビング、ハンググライダー等)を行っている間にについては、それらの運動のための用具は含みません。

3.携行品である旅券の盗難等による損害の場合には、5万円を限度として、その再発給費用または旅券書発給費用(再発給料・旅券発行料から再発給を受ける差額)の在外公館所在在地をいり、すなはての交通費、再発給地での宿泊費(宿泊費を含みます。)を支払います。

4.携行品である乗車券等(定期券は除きます)の損害の場合には、当該乗車券等の経路および級等の範囲内で現実に支出した費用を5万円を限度でお支払いします。

②保険金をお支払いできない主な場合

○保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故

○被保険者が無格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故

○戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故

○差押、差免、没収等公権力の行使による事故

○携行品自身の腐敗または自然の消耗による事故

○商品、製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等

○データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

○燃焼、爆発傷または途端のはがれ等異なる外観の損傷で携行品の機能に支障をきたさない事故

○落書きまたは粉失に至る事故(落書きされ後に生じた盗難も含む)

○偶然な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故

○修理の際、発生する費用(交通費)

など
★現金、小切手、有価証券類、切手、定期券等、預金証書、クレジットカード、運転免許証等、構品、帳簿等、義歎・義肢・コントラレンズ等、動植物、船舶、自転車、危険なスポーツを行っている間の用具等は携行品に含まれません。

5 救援者費用

①保険金をお支払いする場合

救援対象者が旅行期間中に、次とのどかに該当する事由に遭遇し、捜索救助等が必要になった場合、救援対象およびその親族が支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。

○旅行期間中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

○疾病により旅行期間中に死亡された場合

○旅行期間中に発病した病気(被保険期間中に医師の治療を開始し、その後も医師の治療を受けた場合に限ります。)が原因で被保険期間終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合

○旅行期間中の事故によるケガまたは被保険期間中に医師の治療を開始した病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病は含みません。)が原因で、継続して7日以上入院された場合

○旅行期間中の事故により搭乗機・船舶が行方不明・遭難された場合、生死が確認できない場合または捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合

②お支払いの対象となる費用

救援対象者および親族の方が支出した次の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額

・現地に赴く航空運賃等交通費(救援者3名分限度)

・現地でのホテル等客室料(救援者3名分限度)

・現地からの被保険者の移送費用

・救援対象者の死亡による現地での遺体処理費用(100万円限度)

・救援者渡航手続費および現地での詰替費(20万円程度)

・捜索救助費用

海外旅行傷害保険

③保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・救援対象者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 救援対象者の鬭争・自殺または犯罪行為(自殺による死亡を除く)
- 戦争・暴動等の戦闘、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- 救援対象者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故(無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く)
- 旅行開始前から発病した疾病を原因とする入院
- 救援対象者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病(妊娠・出産・早産・流産による期間中の死亡を除く)
- 歯科疾病

など

保険金受取人と保険金請求にあたり必要な書類

①保険金受取人

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 傷害死亡保険金 | → 被保険者の法定相続人 |
| 救援者費用保険金 | → 救援対象者または救援対象者の親族のうち当該費用を負担された方 |
| その他の保険金 | → 被保険者の方 |

②保険金請求に必要な書類

保険金種類	死亡保険金	保険後遺障害	保険費用	保険救援費用	保険金額	携行品損傷	賠償責任
現地でご手配いただく書類							
医師の診断書		○(印)					○
治療費の明細書・領収書		○					○
死亡診断書	○						
事故証明書	○	○	○	○	○	○	○
支出を証明する書類			○				
示談書						○	
示談金領収書						○	
損害額を立証する書類					○		
損害品明細書					○		
損害額を証明する書類					○		
除籍證本	○						
委任状・戸籍謄本	○						
後遺障害診断書		○					
カード(コピー)	○	○	○	○	○	○	○
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○
パスポート(コピー)	○	○	○	○	○	○	○

★ご注意

- ※○印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。

(注)診断料は保険金をお支払いの対象とはなりません。治療費が10万円以下の場合は原則として診断書の交付を省略できます。

海外旅行傷害保険 保険金請求手続き

※事故の日から30日以内に事故発生の状況・ケガの程度などをご連絡ください。

三井住友海上火災保険株式会社 ミライノ テピット保険デスク

0120-977-001

(受付時間) 9:15~17:00 (年中無休)

※ご連絡の際は、カードをお手元にご利用下さい。

〈緊急時のご連絡先〉

〈緊急医療アシスタンスサービス〉

(年中無休・24時間・日本語受付)

海外旅行中に不慮のケガや疾病に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合などは、ご滞在地に応じ、以下のセンターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス専門会社である「AXAアシスタンス社」と提携して実施しております。

〈サービス内容〉

- ①ケガや病気の場合の緊急アシスタンス
 - 医師・医療施設の紹介・案内
 - 医療費のキャッシュレスサービス
 - 患者の医療施設への移送
 - 患者の本国への移送

②ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス

- 現地でのご遺体の埋葬
- ご遺体の本国への移送

③その他のアシスタンス

- 救援者の渡航・宿泊手配
- 遭難された場合の捜索・救助

④法律上のアシスタンス

- 弁護士の紹介・手配など

*原則として、①は傷害治療費用保険金・疾病治療費用保険金、②~④は救援費用等保険金、⑤は賠償責任保険金のそれぞれのお支払いの対象となります。

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号
アメリカ本土・ アラスカ・ハワイ・ グアム・サイパン	1-877-300-3931	オーストラリア ニュージーランド	1-800-096-539 0800-880-301
カナダ	1-877-791-2147	イギリス	0808-234-3799 800-789644
ブラジル	0800-892-3138	オーストリア	0800-296-202
メキシコ	001-800-514-6615	オランダ	0800-022-8267
中国(北部)	10900-813-2784	ギリシャ	00-800-161-2206-6596
中国(南部)	10800-481-2967	イスラエル	0800-83-8151
香港	800-905-123	スペイン	900-9-581-72
台湾	00801-814653	ドイツ	0800-181-2395
韓国	00798-817-1701	フランス	0800-918-494
シンガポール	800-810-2355	南アフリカ	0-800-983-172
インド	000-800-1007-806	ロシア	810-800-2056-4081
インドネシア	001-803-00811-303	上記以外の地域	
タイ	001-800-814-5145	または無料電話が ご利用いただけない 地域	81-18-998-9998 ★
フィリピン	1-800-1-816-0280		
マレーシア	1-800-91-5069		

*中国北部・河北地域(北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区)、東北地域(遼寧省、吉林省、黒竜江省)

中国南部:上記以外(上海市、重慶市等)

*滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要となる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時に現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、連在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

*無料電話番号以外は、コレクトコールをご利用ください。

国内旅行傷害保険

補償内容と保険金額

補償項目	保険金額(カード会員本人)	保険金額(カード会員本人のご家族)
傷害死亡・後遺障害	1億円	1,000万円
入院(1回につき)	5,000円	2,500円
通院(1回につき)	5,000円	2,500円

(対象となる家族の範囲)

- ①カード会員の配偶者
- ②カード会員またはカード会員の配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③カード会員またはカード会員の配偶者と生計を共にする別居の未婚子

★ご注意

- 実際の保険金お支払いの可否は、別途傷害保険普通保険契約およびデビットカード用国内旅行傷害保険契約ほか、三井住友海上火災保険(株)所定の保険約款に基づきます。
- 入院保険金・手術保険金・通院保険金は、事故発生日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象となりません。
- 他に同様の保険契約が付帯されているデビットカード(クレジットカードを含む)をお持ちの場合のお支払保険金について
国内旅行傷害保険の死亡・後遺障害保険金額および入院保険金日額・通院保険金日額は、他のデビットカード付帯保険から同時に保険金を保有する場合は、保有するデビットカード(クレジットカードを含む)のそれでの保険金額のうち最も高い保険金額を限度として保険金が支払われます。
- 他に任天堂の保険契約が付帯している場合のお支払保険金について
本付帯保険のお支払い金額(デビットカード又は、クレジットカード複数保有の場合、上記参照)と、任意加入保険のお支払い金額の合算金額になります。

1 死亡・後遺障害、入院、手術、通院

①保険金をお支払いする場合

- A.被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通機用具搭乗中に傷害を被り、「②お支払いする保険金」のA~Dに該当した場合。
※航空機に搭乗の場合、航空機の乗客に限り入場が許可される飛行場敷地内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接続交通機用具搭乗中を含みます。
- B.被保険者が日本国内で旅行中、旅館、ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に、火災・爆発事故により傷害を被り、「②お支払いする保険金」のA~Dに該当した場合。
- C.被保険者が宿泊を伴う墓集型企画旅行に参加中に傷害を被り、「②お支払いする保険金」のA~Dに該当した場合。
- ★ご注意
【墓集型企画旅行】とは、あらじめ旅行の日程、文書手帳・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加を募集する形態の旅行(平成15年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款「墓集型企画旅行(契約)の第2条第1項に規定するもの)といいます。)をいへ、会社の輸送旅行や業務出張等あらじめ参加が決定している旅行は「墓集型企画旅行」とはなりません。
【墓集型企画旅行】参加中には、墓集型企画旅行に参加する目的もって当該墓集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(墓集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用した時から最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし墓集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。
【公共交通機用具】とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路交通法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。
- ②お支払いする保険金
【①保険金をお支払いする場合】のA~Cによりその傷害が原因で事故発生日から180日以内にA.亡くなられたとき
保険金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いします。
- B.後遺障害が生じたとき
その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3%~100%をお支払いします。
(注)Aでは既に支払った後遺障害保険金がある場合、控除した残額をお支払いたします。
- C.入院されたとき
5,000円/日(ただし事故発生日より180日限度)
- D.通院されたとき
5,000円(ただし事故発生日より180日以内で90日限度)

③保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
- 被保険者の無資格運転、酒気帯び運転
- 戦争、その他の変乱
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
- 放射線照射・汚染、原子核反応
- 危険なスポーツ(※下記参照)中のケガ
- 地震、噴火または津波
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他専門所見のないものなど
- ※危険なスポーツとは、以下のものをおいす。
山岳登攀(はん)(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機)等搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動。

保険金受取人と保険金請求にあたり必要な書類など

①保険金受取人

- 死亡保険金 → 被保険者の法定相続人
その他の保険金 → 被保険者の方

②保険金請求に必要な書類

必要書類	事故の形態	死亡(傷害)	後遺障害(傷害)	入院(傷害)	通院(傷害)
保険金請求書	○	○	○	○	○
医師の診断書			○	○	○
死亡診断書または死体検査書(死体のもの)	○				
事故証明書	○	○	○	○	○
戸籍謄本	○				
委任状	○				
後遺障害診断書		○			

★ご注意

- ※印は原則として必要な書類。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。
- ※入院・通院保険金について、請求額が10万円以下の場合は、診断書は原則として省略可。
- ※診断書・事故証明書等の発行手数料は、保険金支払い対象外です。

※写真代、児童料、修理など必要な文書類は保険金支払い対象外になります。

- ③保険金の代理請求人制度について(保険金請求についての重要なお知らせです。)
被保険者が自身が亡命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

- ④保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

〈事故時のご連絡先〉

国内旅行傷害保険 保険金請求手続き

※事故の日から30日以内に事故発生の状況・ケガの程度などをご連絡ください。

三井住友海上火災保険株式会社 ミライノ デビット保険デスク

0120-977-001

(受付時間) 9:15~17:00 (年中無休)

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意下さい。

